

議案第6号

高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和6年6月4日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要について

1 改正理由

デジタル原則を踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部が改正されたことから、本町においてもこれに準じ、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

（1）重要事項の掲示方法の追加

保育園運営規程の概要、職員の勤務体制などの重要事項について、これまでの書面を掲示する方法に加え、インターネットを利用した方法（保育園のホームページへの掲載等）により公衆の閲覧に供しなければならないこととします。（第 23 条）

（2）読替規定の見直し

特定教育・保育施設が第 36 条第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合における読替規定について、第 35 条第 3 項の読替規定に合わせて、「認定子ども園又は幼稚園」を「特別利用教育を提供している施設」に読み替えるよう見直します。（第 36 条第 3 項）

（3）文言の整理

新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるようにする観点から、電磁的記録の提供媒体の種類を限定しないようにするため、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改めます。（第 53 条）

3 施行日
公布の日

(参考)

特定教育・保育施設とは

特定教育・保育施設とは、施設型給付（施設の運営等に係る費用の補助）を受けるために市町村から「確認」が行われた認定こども園や幼稚園、保育所のことを指します。

(本町の状況)

公立保育園	にじいろ保育園・のびのび保育園
私立保育園	ひまわり保育園、こばと保育園、空と大地保育園
認定こども園	たから保育園、陽だまり保育園

※高根沢第二幼稚園は「私学助成」という別の制度を利用しているため除く。

特定地域型保育事業とは

特定地域型保育事業とは、施設型給付（施設の運営等に係る費用の補助）を受けるために市町村から「確認」が行われた、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を指します。

(本町の状況)

小規模保育事業（A型）	ゆうゆうランド高根沢園、あいランド保育園、おとぎのおうち保育園 <※0～2歳児までを受け入れる保育所>
-------------	--

※本町に家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業はありません。

高根沢町条例第 号

高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年高根沢町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19</u></p>

こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（電磁的記録等）

第53条

2

（2） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（電磁的記録等）

第53条

2

（2） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。